

○国土交通省告示第二百七十三号

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十九号）の一部の施行に伴い、及び建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第二十七条第一項の規定に基づき、耐火性能検証法に関する算出方法を定める件等の一部を改正する告示を次のように定める。

令和六年三月二十九日

国土交通大臣 齊藤 鉄夫

耐火性能検証法に関する算出方法を定める件等の一部を改正する告示

（耐火性能検証法に関する算出方法を定める件の一部改正）

第一条 耐火性能検証法に関する算出方法を定める件（平成十二年建設省告示第千四百三十三号）の一部を次のように改正する。

第一第一項中「第百八条の三第二項第一号」を「第百八条の四第二項第一号」に改め、同項の表中「第百八条の三第三項」を「第百八条の四第三項」に、「第百八条の三第四項」を「第百八条の四第四項」に改める。

第二中「第百八条の三第二項第一号」を「第百八条の四第二項第一号」に改める。

第三第一項中「第百八条の三第二項第二号」を「第百八条の四第二項第二号」に改め、同項第一

号イ(2)中「第百八条の三第二項第一号」を「第百八条の四第二項第一号」に改める。

第四第一項中「第百八条の三第二項第三号」を「第百八条の四第二項第三号」に改める。

第五中「第百八条の三第五項第二号」を「第百八条の四第五項第二号」に改める。

(建築物の定期調査報告における調査及び定期点検における点検の項目、方法及び結果の判定基準並びに調査結果表を定める件及び建築設備(昇降機を除く。)の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を定める件の一部改正)

第二条 次に掲げる告示の規定中「第百二十八条の六第一項」を「第百二十八条の七第一項」に改める。

一 建築物の定期調査報告における調査及び定期点検における点検の項目、方法及び結果の判定基準並びに調査結果表を定める件(平成二十年国土交通省告示第二百八十二号)別表第一四六の項及び^(三三)の項並びに同表五^(三四)の項及び^(三七)の項

二 建築設備(昇降機を除く。)の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を定める件(平成二十年国土交通省告示第二百八十五号)別表第二一^(九)の項、^(十)の項、^(十五)の項、^(十六)の項、^(二十三)の項から^(二十五)の項まで、^(三十二)の項、^(三十六)の項、^(三十七)の項、^(四十一)の項、^(四十三)の項、^(四十六)の項及び^(四十九)の項

（建築基準法第二十七条第一項に規定する特殊建築物の主要構造部の構造方法等を定める件の一部
改正）

第三条 建築基準法第二十七条第一項に規定する特殊建築物の主要構造部の構造方法等を定める件（
平成二十七年国土交通省告示第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

第一第八項中「耐火構造又は令第八十条の四第一項第一号若しくは第二号に該当する」を「令和
元年国土交通省告示第九十三号第一第一項第一号若しくは第二号又は第二の規定に適合する」に
改める。

附 則

この告示は、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十九号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。